

不動産鑑定業者 登録換え

【手数料】12,400円の福島県収入証紙 ※収入印紙とお間違えのないようにご注意ください(福島県不動産鑑定業者登録申請等手数料条例第2条)

【提出時期】

(福島県以外の都道府県知事登録→福島県知事登録の場合) 福島県以外の都道府県に所在する事務所を廃止して、福島県内のみに事務所を設置しようとするとき
(国土交通大臣登録→福島県知事登録の場合) 福島県以外の都道府県に所在する事務所を廃止しようとするとき

【提出部数】正本1、副本1

【提出場所】〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県企画調整部土地水対策室

【問合せ先】024-521-7123

【提出書類】以下のとおり

		根拠法令	法人	個人	備考
申請書様式	1 登録申請書(別記様式第七)	法第23条1項1・2・3・4号	○	○	
添付書類 (※2)	2 不動産鑑定業経歴書(添付書類(イ))	法第23条2項1号	○	○	
	3 不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名(添付書類(ロ))	法第23条2項2号	○	○	
	4 申請者(法人の場合役員全員)が第25条第1から5号に該当しないことを誓約する書面	法第23条2項3号 法第25条7号	○	○	第25条第1～5号に該当しないことを誓約する書面については、代表者の名前で提出、役員全員の連名で提出のどちらでもよい
	5 法人自体が第25条第1、2、4、5号に該当しないことを誓約する書面		○	-	
	6 第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面 (例 専任不動産鑑定士の発令書、辞令、任命書)	法第23条2項4号	○	○	申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要 (※申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要)
	7 申請者の略歴書(法人である場合は役員のもの)及び事務所ごとの専任不動産鑑定士の略歴	法第23条2項5号 規則第29条1項2号	○	○	法人の場合は役員全員 役員とは:業務を執行する役員・取締役・執行役・これらに準ずる者 監査役・監事、部課長等の役付き職員は含まない。
	8 定款又は寄付行為(「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載のあるもの)	法第23条2項5号 規則第29条1項1号	○	-	代表者による原本証明が必要
	9 登記事項証明書	法第23条2項5号 規則第29条1項1号	○	-	現在事項全部(一部)証明書、場合により、履歴事項全部(一部)証明書 (枚数が10枚まではいずれも1000円) ※概ね3か月以内に発行されたもの ※写しの場合は代表者による原本証明が必要
	10 個人の申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票抄本	法第23条2項5号 規則第29条2項 (国土交通大臣登録に準じる)	○	○	※1

※1 発行日から3か月以内のもの。

ただし、不動産鑑定士としての登録住所と同じ場合は、添付を省略できる。

・住民基本台帳ネットワークに加入していない市町村の住民票がある場合は、住民票の抄本。

・外国籍の者は、登録原票記載事項証明書。

・住民票と住所が異なる場合は、これに代わる書面。

※2 その他、事務所案内図、事務所の所在等が確認できる書類の提出を求める場合があります。(国土交通大臣登録に準じる)